

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

奈良県人事委員会委員長 馬場勝也

奈良県人事委員会規則第一号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「並びに」を「及び」に改める。

第五条を次のように改める。

（採用、昇任等の定義）

第五条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 採用 職員以外の者を職員の職（以下「職」という。）に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。

二 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

三 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命することをいう。

四 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであつて前二号に定めるものに該当しないものをいう。

五 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で發揮することが求められる能力として任命権者が定めるものをいう。

第七条中「及び昇任」を削り、「第八条から第十一条まで」を「次条」に改め、「除き」の下に「採用のための」を加え、「試験」を「採用試験」に改め、同条に次の一項を加える。

2 職員の昇任は、第九条の規定によって選考による昇任が認められる職を除き、法第二十一条の三の規定による方法で任命権者が行うものとする。

第八条の見出し中「職」を「場合」に改め、同条中「の各号」を削り、「の採用」を「職員を採用する場合」に改め、同条後段を削り、同条第一号中「三級」を「四級」に改め、同条第二号中「試験」を「採用試験」に改め、「職と」の下に「職務の複雑と責

任の度が」を加え、同条第三号及び第四号中「職と」の下に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同条第五号中「試験」を「採用試験」に改め、同条第九号中「試験」を「競争試験」に改める。

第九条を次のように改める。

（選考により昇任させる職）

第九条 奈良県警察における標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令（平成二十八年三月奈良県警察本部訓令第六号）別表第二に定める標準的な職が巡査部長相当職以上の職制上の段階に属する職への昇任は、選考によるものとする。

第十条中「人事委員会は、」の下に「その職について採用候補者名簿がなく、かつ、」を加え、「国の試験」を「国の採用試験」に、「で当該試験」を「で、当該採用試験」に、「当該試験」を「当該採用試験」に改める。

第二章第二節の節名を次のように改める。

第二節 条件付採用期間

第十二条（見出しを含む。）中「条件付」を「条件付」に改める。

第十三条の見出し中「条件付」を「条件付」に改め、同条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「条件付」を「条件付」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第一号中「条件付」を「条件付」に、「実際の勤務日数」を「実際に勤務した日数」に改める。

第十四条中「の各号」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 当該採用候補者名簿若しくは当該昇任候補者名簿がない場合又は人事委員会から提示された採用候補者若しくは昇任候補者の数が採用し、若しくは昇任させるべき者の数に四人を加えた数に足りない場合

第十五条中「こえない」を「超えない」に改める。

第三章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第三章 採用試験

第一節 採用試験総則

第十六条を次のように改める。

（採用試験の種類）

第十六条 人事委員会は、奈良県標準的な職を定める規則（平成二十八年三月奈良県規則第五十八号）の表一の項第五号の標準的な職その他人事委員会が相当と認める職へ

の採用を目的として次に掲げる採用試験を実施する。

- 一 県職員採用Ⅰ種試験及びこれに相当する採用試験
- 二 県職員採用Ⅱ種試験及びこれに相当する採用試験

第十七条の見出し中「試験」を「採用試験」に改め、同条中「試験」を「採用試験」に、「有する職務の遂行能力を客観的に、かつ、」を「当該採用試験に係る職の標準職務遂行能力及び適性を有するかどうかを、客観的に改め、「の各号」を削り、同条第六号中「職務遂行能力」を「当該採用試験に係る職の標準職務遂行能力」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中「試験」を「採用試験」に改める。

第三章第二節の節名を次のように改める。

第二節 採用試験の告知

第二十条中「の各号」を削り、同条第一号中「試験の対象となる職の区分」を「採用試験の試験職種」に、「及び」の下に「採用後の」を加え、同条第三号及び第四号中「試験」を「採用試験」に改め、同条第五号中「申込書の入手及び提出の場所、」を「申込の」に改め、同条第六号中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改める。

第二十一条中「職の区分」を「試験職種」に改める。

第二十二条（見出しを含む。）中「試験」を「採用試験」に改める。

第二十四条中「職務遂行能力を有しているかどうかについて」を「標準職務遂行能力及び適性を有するかどうかを」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の判断をするために、人事委員会が認める場合は、任命権者が実地試験、筆記試験その他の方法で試験を実施することができる。

第二十五条中「勤務成績」を「人事評価」に改める。

第五章の章名及び同章第一節の節名を次のように改める。

第五章 採用候補者又は昇任候補者

第一節 採用候補者名簿又は昇任候補者名簿

第二十八条の見出しを「（採用候補者名簿又は昇任候補者名簿）」に改め、同条第一項中「任用候補者名簿（以下「名簿」という。）」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に、「試験の行われた職」を「試験職種」に改め、同条第二項及び第三項中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」を改める。

第二十九条の見出し及び同条第一項中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条第二項を削る。

第三十条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者の採用候補者名簿又は昇任候補者名簿から」に改め、同条各号列記以外の部分中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「一に」を「いずれかに」に、「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条第一号中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条第二号中「任用」を「採用又は昇任」に改め、同条第三号及び第四号中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改める。

第三十一条各号列記以外の部分中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「一に」を「いずれかに」に、「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条第一号中「試験」を「採用試験又は当該昇任試験」に改め、同条第二号中「受験」を「採用試験若しくは当該昇任試験の受験」に、「試験」を「採用試験若しくは当該昇任試験」に改め、同条第三号中「としての地位を失った」を「でなくなった」に改め、同条第四号中「任用」を「採用又は昇任」に、「第四十二条各号」を「第三十九条各号」に、「一に」を「いずれにも」に改める。

第三十二条の見出し中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者の採用候補者名簿又は昇任候補者名簿へ」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に、「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改め、同条第一号中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に、「条件付」を「条件付」に、「者に」を「ものに」に改め、同条第二号から同条第四号までの規定中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改める。

第三十三条の見出し中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に、「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改める。

第三十四条の見出し中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条第一号中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第五章第二節の節名を次のように改める。

第二節 採用候補者又は昇任候補者の提示

第三十五条の見出しを「（採用候補者又は昇任候補者の提示の請求）」に改め、同条

中、「名簿」を「採用候補者名簿」に、「任命しよう」を「採用しよう」に改め、「採用については」を削り、「昇任については」を「採用候補者の提示を、」に、「からの任用候補者」を「により職員を昇任させようとする場合においては昇任候補者名簿からの昇任候補者」に改める。

第三十六条の見出し中「正規」を「採用候補者又は昇任候補者」に改め、同条第一項中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「名簿から任用すべき者の数に四人を加えた数（以下「正規の提示数」という。）」を「当該採用候補者名簿又は昇任候補者名簿に記載されている者で」に、「者を当該名簿から高点順に」を「ものを」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に、「正規の提示数に満たない場合」を「採用し、又は昇任させるべき者の数よりも少ない場合」に、「当該職の職務遂行の能力」を「当該職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、「前項の名簿から提示される者の次位以下に加えて正規の提示数に達するまで高点順に」を削り、同条第三項中「名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に、「職務遂行の能力」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、「正規の提示数に達するまで高点順に」を削る。

第三十七条から第三十九条までを削る。

第四十条中「任用候補者の」を「採用候補者又は昇任候補者の中から職員を任命するための選択を行ったときは、当該」に改め、同条を第三十七条とする。

第五章第三節の節名を次のように改める。

第三節 採用又は昇任の辞退

第四十一条の見出し中「任用」を「採用又は昇任」に改め、同条第一項中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に、「任用を」を「採用又は昇任を」に改め、同条第二項及び第三項中「届」を「届出」に改め、同条を第三十八条とする。

第四十二条の見出し中「任用の」を「採用又は昇任の」に、「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に、「当該任用候補者」を「前条第三項の規定にかかわらず、当該採用候補者又は当該昇任候補者」に改め、同条第一号中「又は」を「、又は」に改め、同条第二号中「任用されるべき」を「採用し、又は昇任させるべき」に改め、同条第三号中「任用」を「昇任」に改め、同条を第三十九条とする。

第四十三条を第四十条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の職員に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）の規定によってした、又はすべき手続、通知その他の行為であつて、この規則による改正後の職員の任用に関する規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。以下この項において「新規則等」という。）の規定に相当の規定があるものは、他の人事委員会規則（これに基づく人事委員会の定めを含む。）に別段の定めのあるものを除き、新規則等の相当の規定によってした、又はすべき手続、通知その他の行為とみなす。